

同意書

児童福祉法第24条の保育の実施に伴う保育料の決定のために必要があるときは、私及び私の世帯の課税状況につき、石垣市における住民税及び所得税課税状況について、貴職において確認することに同意します。

増額の所得が確認された場合は、4月にさかのぼって変更した保育料を納付することに同意します。

※児童福祉法第24条

市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所(認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。)において保育しなければならない。

※以下は、特定教育・保育施設等に継続申込みをされている児童にのみ適用します。

児童手当法に基づき、児童手当・特例給付を滞納保育料の支払に充てる旨の申出書になります。

様式第15号(第12条の10関係)

児童手当法に係る保育料の徴収等に関する申出書

私は、保育料を滞納した場合(既に保育料の滞納がある場合はその分を含む)は、児童手当法第21条及び第22条の規定に基づき、石垣市長から支給を受ける児童手当等の額から、滞納保育料を当該児童手当等の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、滞納保育料の支払が完済するまでの児童手当等から支払に充てるものとします。

石垣市長 殿

平成 年 月 日

住所

氏名

印

保護者記入	児童名	生年月日	入園(所)施設名または第1希望施設名	申込状況
		平成 年 月 日(歳)		新規申込 ・ 継続申込
		平成 年 月 日(歳)		新規申込 ・ 継続申込
		平成 年 月 日(歳)		新規申込 ・ 継続申込